○函館工業高等専門学校紀要投稿規程

平成14年9月27日

函高専達第8号

函館工業高等専門学校紀要投稿規程

(目的)

第1条　この規程は，函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における学術研究及び調査，並びに教育改善，学生指導，授業改善及びその他学校運営に関する論文，報告等の成果を公表する「函館工業高等専門学校紀要」(以下「紀要」という。)を刊行するため，必要な事項を定める。

(投稿資格者)

第2条　投稿資格者は，本校教職員に限る。ただし，本校教職員との共同研究者及び本校教職員であった者で図書館長が認めた者は，この限りではない。

(投稿原稿)

第3条　紀要に掲載しようとする原稿(以下「投稿原稿」という。)の種類及びその内容は，次の各号とする。

一　論文　投稿資格者が学術研究，調査等の成果を公表するもの

二　調査報告書　投稿資格者が教育改善，学生指導，授業改善等に関する報告を公表するもの

三　技術報告書　教育，研究に関わる技術職員の創意・工夫に関する報告を公表するもの

四　学位論文の概要　投稿資格者が取得した学位(博士)論文の概要

五　他誌掲載論文の抄録　投稿資格者が学協会，学術専門誌等に掲載し，すでに刊行された論文の抄録

六　その他研究業績　投稿資格者における刊行された講演集の題目，刊行された図書の題目，取得した特許の名称及び公示番号，その他

2　前項第一号から第三号において，具備すべき条件は次のとおりとする。

一　創意性のあるものであること。

二　内容が正確であり，十分推敲されているものであること。

三　未公刊のものであること。

四　学術及び教育の発展に資するものであること。

(著作権)

第4条　紀要に掲載された論文，調査報告書，技術報告書等の著作権は，本校に帰属する

ものとする。

(投稿，刊行)

第5条　投稿原稿は，図書館長へ提出するものとする。

2　紀要は原則として，年1回刊行する。

(事務)

第6条　紀要の編集及び刊行に関する処理は，図書館において行う。

2　事務手続きは，学生課総合学生支援センター事務室が行う。

(雑則)

第7条　その他紀要の編集に必要な事項は，別に定める。

附　則

1　函館工業高等専門学校紀要投稿及び編集要領(昭和43年7月22日制定)は，廃止する。

2　この規程は，平成14年9月27日から施行する。

附　則

この規程は，平成15年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年6月9日から施行し，平成20年4月1日から適用する。

附　則(平成28年4月11日函高専達第9号)

この規程は，平成28年4月11日から施行し，平成28年4月1日から適用する。